

名護市道路整備プログラム調査業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、名護市道路整備プログラムの策定に向けた調査業務である。

名護市道路整備プログラムは、国及び県、周辺町村による道路整備計画と整合を計りつつ、名護市における今後の道路整備を限られた財源の中で効率的かつ効果的に行うため、各道路の機能を明確化し、優先的に整備すべき路線を抽出することで道路整備事業の透明性及び公平性、必要性を市民に明らかにすることを目的に策定するものである。

2 参加資格

- ①名護市の入札指名人名簿に登録されていること
- ②名護市から指名停止を受けている期間中でないこと

3 技術提案書及びプレゼンテーション

(1) 求める提案

名護市道路整備プログラムの目的は、「各道路機能の明確化、優先整備路線選定の透明性・公平性・必要性の明示」である。技術提案書及びプレゼンテーションにおいては、本目的を踏まえ下記の項目に関するその具体的な実施方法の提案を求める。

- ①現況調査、分析
- ②街路整備プログラムの検討
- ③道路整備プログラムの検討
- ④検討会の運営

(2) 提出書類等

- ①参加意思表明書（様式第2号）
- ②申告書（様式第3号）及び裏付け資料
- ③委託業務の執行体制と作業スケジュール（任意様式）
- ④技術提案書（任意様式、A4版、単色・多色いずれも可、15頁以内、両面不可）
- ⑤費用内訳書（任意様式、積算内訳含む）

※費用内訳については見積限度額[5,386,500円（税込み）]を超えないものとする。

※部数については、④のみ10部、④以外は1部

4 選定方法及び選定結果の通知

庁内委員で構成する「名護市道路整備プログラム調査業務プロポーザル選定委員会」において、提出された書類とプレゼンテーション及びヒアリングの結果を審査・配点し、第一位を選定する。

なお、プロポーザル参加者が6社以上となった場合は、1次審査（書類審査）により上位5社程度を選定し、2次審査によりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 選定基準

●プロポーザル参加者が5社以下であった場合

①提案者信頼度 (25点)

内容	点数
道路整備計画関連業務の実績 (直近5年以内) ※1	5業務以上 10点 3～4業務 5点 1～2業務 3点
その他計画策定業務の実績 (直近5年以内) ※2	10業務以上 5点 5～9業務 3点 1～4業務 2点
予定管理技術者の保有資格	技術士※3 5点 RCCM※3 3点 技術管理者※4 2点
予定管理技術者の実績 (管理技術者以外の実績を除く)	道路整備計画関連業務実績 有り 5点 その他計画策定業務実績 有り 3点 なし 0点
※1 関連業務：国・県・市が発注した道路整備計画に関する調査業務、計画策定業務。ただし、個別路線計画は含まない。 ※2 その他計画策定業務：※1の業務以外の国・県・市が発注した計画策定業務。(例：総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画など)ただし、都市施設の個別計画は含まない。 ※3 技術士：建設部門、RCCM：都市及び地方計画部門、外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当またはRCCM相当との国土交通大臣認定を受けていること。 ※4 建設コンサルタント技術管理者として国土交通大臣の認定を受けていること。	

②プレゼンテーション (75点)

内容	点数
3 プレゼンテーション及びヒアリングを実施	75点換算値 ※5
※5 プレゼンテーションの実施後、各委員が評価し算出された点数を75点満点の換算点数とする。 (例：各委員6人が50点満点にて採点し、A社250点、B社240点となった場合。) $A社・・・250 \div 300 \times 75 = 62.5$ $B社・・・240 \div 300 \times 75 = 60$	

●プロポーザル参加者が6社以上となった場合

①1次審査・・・上記基準と同様。(ただし、上記②については提案書の書類審査とする。)

②2次審査 (100点)

内容	点数
3 プレゼンテーション及びヒアリングを実施	100点換算値 ※5
※5 プレゼンテーションの実施後、各委員が評価し算出された点数を100点満点の換算点数とする。 (例：各委員6人が50点満点にて採点し、A社250点、B社240点となった場合。) $A社・・・250 \div 300 \times 100 = 83.3$ $B社・・・240 \div 300 \times 100 = 80$	

(2) 選定結果の通知

選定の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。

5 プロポーザルの手続き等

(1) 質問書（様式第1号）の提出

本業務に関して質疑がある場合には、質問書を提出。口頭による質問は不可。

提出期限：平成24年10月10日（水）午後1時まで

提出場所：事務局

提出方法：直接事務局へ持参、またはメール・FAXも可。

※質問に対する回答については、全ての質問を取りまとめた後、名護市ホームページに掲載する。

(2) 参加意思表明書（様式第2号）の提出

提出期限：平成24年10月12日（金）午後5時まで（当日必着）

提出場所：事務局

提出方法：直接事務局へ持参、または郵送とする。

※参加意思表明書の提出がない場合は、プレゼンへの参加を認めない。

(3) 技術提案書、費用内訳書、申告書（様式第3号）及び裏付け資料、委託業務の執行体制と作業スケジュールの提出

提出期限：平成24年10月12日（金）午後5時まで（当日必着）

提出場所：事務局

提出方法：直接事務局へ持参、または郵送とする。

※期限を超過し提出された書類は無効とし、提案者は失格とする。

※提出すべき書類に不備があった場合、提案者は失格とする。

※提出書類等に虚偽の記載があった場合、提案者は失格とする。

(4) プレゼンテーション

事前に提出した技術提案書の内容について説明。（15分程度、プロジェクト使用可・事務局で用意）

プレゼン日時：平成24年10月24日を予定。（日時詳細はプレゼン参加者数が確定後、各社へ連絡）

※提案者が6社以上となった場合、一次審査通過者のみ日時詳細を通知します。

6 委託契約について

原則として、「名護市道路整備プログラム調査業務プロポーザル選定委員会」で第一位に選定された者と委託内容に関する協議を行ない、契約を締結する。しかし、名護市と第一位の者との間で協議が整わず契約が締結できない場合は、次順位以降の者と順次繰り上げて、契約できるものとする。

7 委託業務の内容（最低限必要な事項）

1. 現況調査・分析

- ①市勢調査
- ②交通特性調査・分析
- ③上位計画の整理
- ④関連計画の整理
- ⑤現道路整備プログラムのフォローアップ

2. 街路整備プログラムの検討

- ①対象路線の条件整理
- ②将来街路ネットワークの設定
- ③街路の評価指標、点数配分の設定

3. 道路整備プログラムの検討

- ①対象路線の条件整理（政策的優先整備路線の整理）
- ②区長アンケート調査の実施
- ③将来道路ネットワークの設定
- ④道路の評価指標、点数配分の設定

4. 検討会等の運営

- ①庁内検討会の運営
- ②パブリックコメントの実施

5. 報告書作成及び打ち合わせ

※技術提案書及びプレゼンテーションにおいて提案した内容を含む。

8 その他補足事項

- ①選定結果は、プレゼンテーション実施後1週間以内を目途に通知する。
- ②選定結果についての異議申し立ては受理しない。
- ③提出された技術提案書等の書類は返却しない。
- ④技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者負担とする。
- ⑤技術提案書において使用する言語は日本語とする。

9 参考

技術提案書を作成する際の資料となる「名護市道路整備プログラム（平成21年9月）」については、名護市ホームページに掲載されております。

10 事務局（技術提案書提出先及び問い合わせ先）

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
名護市 建設部 建設計画課 計画係 照屋
電 話 0980-53-1212 内線 246
メール akira-t@city.nago.okinawa.jp